

刑事司法と福祉の連携の問題

～特に検察庁による「入口支援」をめぐる～

内山真由美（佐賀大学）

はじめに

元衆議院議員の山本譲司による『獄窓記』が発表されて以来、刑事司法における「累犯障害者」に対する福祉的支援が急速に進んだ。それは、刑事施設を出所する者に対するものから（出口支援）、被疑者・被告人に対するもの（入口支援）に拡大している。

2 報告に関するコメントとして、まず（1）法制審議会において、①起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（→青木先生）、②少年法適用対象年齢引き下げ（→宍倉先生）が議論されているが、これらをどのように見るか。次に（2）①刑事司法（→青木先生）、②少年司法（→宍倉先生）における障害のある人への合理的配慮をどのように進めるべきか。

以下は、検察庁による「入口支援」に関するコメントである。これに論点を絞る理由は、弁護士と社会福祉士の協働による「入口支援」の主な目標が起訴猶予であるためである。

1 刑事訴訟法からのコメント

(1) 現状

検察庁による「入口支援」には、主に、起訴猶予の裁定前に被疑者に対して一定の働きかけを行う「事前型」（さいたま地検など）と、裁定後に行う「事後型」（起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施）がある。「検察の理念」（2011年）に、「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」が盛り込まれ、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」が議論されている。

(2) 起訴猶予処分の活用の問題

犯罪者を通常の刑事司法過程から外して処理すること（ダイバージョン）は、問題点が指摘されながらも、利点が多いため広く用いられてきた。「累犯障害者」に対する福祉的支援の必要性から、検察官の持つ広範な訴追裁量（起訴便宜主義，刑訴法248条）に期待が寄せられている。

しかし、起訴便宜主義の特別予防的意義を強調し、起訴猶予の範囲を拡大することについては、従来から、次のような問題が指摘されてきた。情状調査の徹底は捜査手続の糾問化・長期化を招き、現行法の精神に背く、綿密な捜査による起訴・不起訴処分は、公判中心主義と矛盾する、検察官の司法官的性格が強調されることによって当事者主義的構造との矛盾が生じるなどである。

加えて、検察庁による「入口支援」には、1961年から起訴猶予に伴う積極的な処遇を実践した横浜地検の「更生保護措置付起訴猶予」に対してなされた批判と同じ問題がある。同

意の任意性の問題、無罪推定の法理との抵触、勾留の目的外利用、適正手続違反などである。

2 福祉からのコメント

2003年以降犯罪対策閣僚会議が開催され、2012年に再犯防止は国の重要な政策課題として位置づけられるに至った（「再犯防止に向けた総合対策」）。2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されるなど、福祉との連携は再犯防止が強調されるなかで加速した。再犯防止と福祉が一体化することで、福祉の変質が危惧される。支援者が再犯防止の責任を認識することによって、「長期にわたる継続的監視が支援という名の下に行われるおそれ」がある（水藤, 2017, p52）。また、福祉的支援に対する当事者の評価は支援者と一致しておらず（木下ほか, 2018, p135~）、以前に福祉の支援を受けていた人ほど支援を拒否する傾向にあること（山本, 2013, p30）は、福祉ないし支援の最大の課題である。とりわけ「人権侵害の危険性についての留意は『司法福祉』等という『福祉』概念についても欠かせない」（内田, 2015, p465）。

3 むすびにかえて～障害法学からのコメント

刑事司法と福祉の連携は、障害者権利条約や障害者差別解消法にある「社会モデル」や「合理的配慮」などから検討されなければならない。例えば、障害のある被疑者の防御権の実質的保障をいかにすべきかなど。現在進む「入口支援」は、「あくまでも、社会の側の善意、同情に基づく活動」であり、「医学モデル、個人モデルに近い考え方」（内田, 2018, p29）となっていないか。障害法学からの詳細な検討が求められる。

<主な参考文献>

- ・ 法時 89(4) 2017年「特集 刑事手続と更生支援」
- ・ 三井誠「検察官の起訴猶予裁量（五・完）—その歴史のおよび実証的研究」法協 94(6) 1977年
- ・ 水藤昌彦「社会福祉士等による刑事司法への関わり—入口支援としての福祉的支援の現状と課題」法時 89(4) 2017年
- ・ 内田博文『更生保護の展開と課題』法律文化社 2015年
- ・ 内田博文『法に触れた少年の未来のために』みすず書房 2018年
- ・ 木下大生ほか「更生支援を当事者はどう見ているか—支援を受けた本人の『語り』から、司法と福祉の連携を批判的に検証する」司法福祉学研究 18号 2018年
- ・ 山本義司「公開シンポジウム～刑事政策の新しい風～基調講演『刑事司法と福祉のインテグレーション』」罪と罰 50(3)2013年